

探偵業の業務の適正化に関する法律第8条第1項

重要事項説明書 Important Explanation Detective Industry

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく重要事項説明書

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という）第8条（重要事項の説明等）の規定に基づき、次の通り説明致します。この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。

1, 依頼者（委任者）

説明受諾日	平成 年 月 日
住所	
氏名	
連絡先	
連絡先 Mail	

2, 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

- (1) 調査の内容については、「調査委任契約書」に記載いたします。
- (2) 調査期間については、契約締結時に定めます。但し、諸事情により変更する場合委任者と当社において十分な協議検討を行った上で再度定めることができるものとします。
- (3) 調査方法については、調査委任契約書の調査指定事項並びに特記事項に記載いたします。

3, 調査報告方法

調査報告方法	<input type="checkbox"/> 調査報告書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）
結果報告期限	平成 年 月 日 ※但し、業務の到着状況によっては報告日が前後することがあります。 その場合、委任者と協議し報告期限を変更できるものとします。

4, 調査料金について

当社規定の調査料金表に基づき見積金額と支払時期を下記のとおり定めます。（別途の調査料金表参照） ※消費税額を含む

調査内容	調査利用金(見積額)	支払時期・方法
調査項目	円	
	円	
	円	
	円	
調査実費(内訳)		
成功報酬		
総合計見積金額(消費税を含む)		

※ 調査実費については見積であり、実際には調査の進捗状況により金額は増減する場合がありますのでご了承ください。

#### 5、調査関係書類の処分期限

本件探偵業務に関して作成し、または取得した資料に関しての処分期限は以下のとおり定めます。

処 分 期 限	<input checked="" type="checkbox"/> 調査終了時まで <input type="checkbox"/> 報告書提出時迄 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他
---------	---

<p>6、秘密の保持</p> <p>④盗聴・盗撮行為の目的、その他違法行為である場合。ご依頼に係る委任事項及び業務上知り得たすべての内容に</p> <p>⑤その他公序良俗に反し各種法令に抵触する可能性については秘守義務を厳守し、第三者に漏洩することは致しません。ある場合。また、従業する事がなくなった場合にも同様とし、業務委任に係る(2)委任者から契約の解除または中止の要請があった場合はする資料の不正使用を防止するため破棄を含む必要な措置を確実に講じます。当社は社員に対する守秘義務教育を実施し、秘密厳守に関し徹底しております。</p> <p>7、個人情報の取扱いについて</p> <p>(1)「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を順守し個人情報については、ご依頼の委任事項について業務を遂行し調査結果を報告する目的及び、ご依頼事項に係る相談並びに各種提供サービス業務については個別にご了承いただいた目的以外には使用致しません。</p> <p>(2) ご依頼に係る個人情報につきましては、法令に基づく正当な要求である場合を除きお客様以外の同意なしに第三者に提供することは致しません。</p> <p>8、調査料金の支払時期と方法</p> <p>(1) お支払時期は、契約締結時に調査料金（見積）の全納が基本となります。</p> <p>(2)分割による支払い及び実費経費の支払時期、成功報酬金額の支払時期などについては、委任者と当社間において十分な協議検討を行った上で合意した支払期日</p>	<p>を調査委任契約書に記載することと致します。</p> <p>(3)分割支払いとしてご契約した場合、残金の支払い時期は報告書提出時にご請求いたします。</p> <p>(4)調査料金のお支払いは日本国通貨による現金若しくは、合意のもとに小切手、手形および信販会社の利用による支払も可能と致します。（信販会社をご利用した場合は、別途信販会社とのご契約によるお支払い方法となります。）</p> <p>9、契約解除に関する事項</p> <p>(1)業務遂行中、委任者における対象者の利用個人情報情報の利用目的（調査利用目的）が、下記に掲げる場合に該当した場合契約の解除とさせていただきます。また、この場合、調査料金等は全額お支払いして頂くとともに、損害賠償などの法的措置を講じる場合もございますのでご了承ください。</p> <p>①調査結果を、犯罪目的及び社会的差別に利用することが判明した場合。</p> <p>②ストーカー行為などの規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的、その他違法行為に利用することが判明した場合。</p> <p>③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在の調査の目的</p> <p>その他違法行為である場合。</p> <p>調査委任契約書に記載されている解除手数料を申し受けます。</p> <p>また、調査着手指示がないまま3ヶ月間を経過し</p>
--	---

<p>た場合調査を終了したものとみなし、料金の返還は致しません。</p> <p>(3)当社の事情や業務の推移状況等により、以後の業務を中止する場合は下記のとおりとします。</p> <p>① 着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は料金の全額を返還いたします。</p> <p>②中止の事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合、中止までの調査料金を当社規定により清算し残金を返還いたします。</p> <p>③ 行動確認調査において、推移状況（交通情勢・地理的状况等）、対象者の警戒・違反運転により、止むを得ず中止した場合の調査料金は、調査員配置時刻を起算時として考慮したうえで、調査委任契約書にある特記事項に従い決定するものと致します。</p> <p>④ 所在調査（家出人の搜索を含む）に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく対象者の所在が判明した場合は調査終了とみなし、調査委任契約書にある特記事項に従い決定するものと致します。</p> <p>10、 提供することができる探偵業務の内容</p> <p>委任契約により収集できる情報、実施できる調査方法、調査体制、調査を実施できる地域の範囲を明確にし、ご依頼に係る特定人の所在または行動についての情報を、面接による聞き取り、張込その他のこれらに類似する方法によりその調査結果を報告するものであり、調査の結果で生じることが依頼人の利益・損得とは無関係です。</p>	<p>11、 業務の委託について</p> <p>委任を受けた調査業務を遂行するために、その業務が実施される地域などにかかわらず、提示した探偵業務委託提携業者に業務の一部または全部を委託する場合があります、その場合には適切な監督業務を行うことは勿論、委任契約書を準用し、お客様に提供して頂いた個人情報及び業務上知り得たすべての情報について安全管理措置を講じます。</p> <p>12、 委任業務によって作成または取得した資料の処分調査結果（対象者の個人情報）を委任者に報告（利用目的を達成）した場合、速やかに対象者の個人情報を破棄致します。</p> <p>但し、委任者と当社において十分な協議のうえ、5項に記載した保存期間のみ保管できるとし、保存期間終了後はシュレッダー等を用いて速やかに廃棄処分いたします。</p>
---	---

調査受任者	名称	
	所在地	
	代表者	
	電話番号	
	届出番号	